様式２－２

変　更　事　項　確　認　書（水銀廃棄物）

令和　　年　　月　　日

千葉県知事　　様

申請者　住所

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

許　可　の　更　新
事業範囲の変更許可　の申請にあたり、

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 10 号）に基づき、産業廃棄物における水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等について、許可証に明記することが必要となったことから、次のとおり（１又は２を○で囲む）であることを確認します。

１　水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等は取り扱いません。

２　平成 29 年 10 月 1 日以降も、下表のとおりであり、引き続き取扱いますので、本書をもって届出します。

取扱いの有無	水銀廃棄物	産業廃棄物の品目（該当する品目に○を付けてください。これ以外の品目の場合はその他に記入しください。）
	①　水銀使用製品産業廃棄物	金属くず　　ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 廃プラスチック類　　汚泥　　廃酸　　廃アルカリ （上記以外の品目：　　）
	②　水銀含有ばいじん等	燃え殻　　汚泥　　鉱さい　　ばいじん 廃酸　　廃アルカリ

備考

１　平成２９年１０月１日以前からの「千葉県の収集運搬業許可業者」のうち、「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」について、現行の許可証に明記されていない事業者の方が、提出してください。

２　２に○を付けた場合、様式６号の２（第７面）により、容器等の写真を添付してください。